

## 公立大学法人島根県立大学と出雲警察署との 包括的連携・協力に関する協定書

### (目的)

第1条 公立大学法人島根県立大学出雲キャンパス（以下「甲」という。）と出雲警察署（以下「乙」という。）は、それぞれ専門性・特殊性を活かし相互に連携・協力して「安全で安心な出雲」の実現に向け本協定を締結する。

### (連絡責任者等)

第2条 甲と乙は、相互の緊密な連携を図るため連絡責任者、連絡担当者を置くこととする。

### (連携・協力)

第3条 甲と乙は、「安全で安心な出雲」の実現に向け、次の事項に関して連携・協力を行うこととする。

- (1) 防犯・交通安全に関する教育及び各種事業の策定に関すること。
- (2) 地域社会に貢献するため子供の見守り等の防犯・交通ボランティアの推進及び防犯交通情報の交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他、「安全で安心な出雲」の実現に必要な事項に関すること。

### (協議)

第4条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

### (有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限満了の日の30日前までに、甲と乙いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 甲と乙は、この協定の有効期間中であっても、両者協議してこの協定書を改定することができる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年10月10日

甲 公立大学法人島根県立大学

乙 出雲警察署

理事長 清原正義

署長 荒薦章二